

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02107	特区名	グリーンアジア国際戦略総合特区				
提案事項名	住宅領域での水素吸蔵合金による水素貯蔵に係る規制緩和						
提案事項の具体的な内容	<p>・建築基準法第48条及び別表第2、建築基準法施行令第116条、同令第130条の9では、住宅領域における水素吸蔵合金の利用について定められていないため、建築審査会の同意を得て特定行政庁(建築主事を置く地方公共団体の長)が許可しなければ、住宅地等に水素吸蔵合金を用いて水素を貯蔵することができない。</p> <p>・水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵所について、水素吸蔵合金中に溶け込んだ水素が可燃性ガスに該当するかどうかの明確な基準はなく、仮に令第116条及び第130条の9に規定された可燃性ガスと同等の数量規制が適用されるのであれば、貯蔵できる水素の量は35m³となり、住宅等の建築物で再生エネルギー由来の水素を利用する上では量が不十分である。</p> <p>・法第48条の用途地域の規制、令第116条の危険物の限度数量、令第130条の9の危険物の数量指定を変更することなく、水素吸蔵合金の利用についての統一基準を設け、国交省から各都道府県への通達という形で示して頂く。(統一基準を設ける際は、水素吸蔵合金の安全性等に関して関係研究機関・企業(九州大学等)が蓄積したデータを活用する。)</p> <p>・統一基準については、消防法上の非危険物認証を受けた水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵タンクを用いることを前提に危険物(水素)量の算定方法について全国で共通の基準を設けるものを想定。なお、必要に応じて水素吸蔵合金の危険物確認試験時の条件についてガイドラインを設けることとする。</p> <p>※ 水素吸蔵合金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素を容易かつ安定に吸蔵及び放出することのできる合金(水素を吸蔵するときは水素吸蔵合金を冷却し、水素を放出するときは水素吸蔵合金を加熱する) ・圧縮水素や液体水素よりもコンパクトに貯蔵が可能(水素吸蔵合金の1000倍以上の体積の水素を貯蔵) ・低い圧力(1MPa以下)での運用が可能(水素吸蔵合金タンク:0.8MPa) 						
政策課題とその解決策	<p>・水素吸蔵合金利用に関する統一基準を設け、国交省から各都道府県への通達という形で示してもらうことにより、自治体毎に行われる判断の差異がなくなり、一般向けの水素エネルギーの利活用が進展する。</p> <p>・水素エネルギーの融合を基軸とする再生可能エネルギーの有効利用を促進する。</p> <p>・再生可能エネルギー貯蔵技術が普及することで、本特区の目標である「環境を軸とした産業の年間売上高」の増加に寄与できる。</p>						
1 国と地方の協議 1 国と地方の協議	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能		担当省庁名	国土交通省	担当課名	市街地建築課
	規制法令等	建築基準法第48条及び別表第2					
	規制等の趣旨	建築基準法においては、各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業等の業務の利便の増進を図るために、建築することができる(又は建築できない)建築物について、都市計画法に掲げる用途地域ごとに制限している。					
	担当省庁の見解	(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) ・平成25年に技術的助言として「建築物に対し、電気、ガス等を供給するための設備であって、当該建築物の敷地内に設置されているものは、建築基準法別表第2に規定する「建築物に附属するもの」として取り扱って差し支えない」旨を通知している。当該技術的助言について、必要に応じて再周知することは可能である。 ・また、今後特定行政庁より、具体的な水素吸蔵合金による水素の貯蔵施設の建築に係る相談があった際には、適切に対応していく。					
	実施時期	令和3年3月中	スケジュール	-			
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	<p>・水素吸蔵合金利用に関する統一基準を設けることについては、現状では難しいようであるが、本特区の抱える課題にご理解いただき、平成25年の技術的助言の再周知に当たって、本提案における設備について建築基準法上の位置づけを明確にさせていただいたことに加え、特定行政庁からの相談に対応していただけることで、水素吸蔵合金による水素貯蔵に係る自治体毎に行われる判断の差異が少なくなり、水素エネルギーの融合を基軸とする再生可能エネルギーの有効利用の動きが前進するものと考えられる。</p> <p>・今回の国土交通省の対応により、今後、特定行政庁において事例が積み上がり、統一基準の設定等に向けた条件等が揃った場合は、必要に応じて改めて提案することとしたい。</p>					
内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの						
コメント	国土交通省より、提案に係る水素貯蔵設備に関する建築基準法上の取扱いについて、平成25年に技術的助言として発出した、電気、ガス等を供給する設備に関する建築基準法別表第2に規定する「建築物に附属するもの」として取り扱って差し支えない旨の通知を再周知することは可能である旨の見解が示された。 これに対して指定自治体は、今回の国土交通省の対応により、水素吸蔵合金による水素貯蔵に係る自治体毎に行われる判断の差異が少なくなり、水素エネルギーの融合を基軸とする再生可能エネルギーの有効利用の動きが前進するとして、今後、特定行政庁において事例が積み上がり、統一基準の設定等に向けた条件等が揃った場合は、必要に応じて改めて提案することとしたため、一旦協議を終了する。						